

第 2 期
度 会 町
教育大綱
《2021～2025》

令和3年3月
度 会 町

目次

第2期度会町教育大綱	1
1 はじめに	1
(1) 教育大綱改定の趣旨	1
(2) 度会町における教育大綱の位置づけ	1
(3) 教育大綱の期間	1
2 度会町教育大綱の基本理念	2
3 方向性と取り組みの内容	2
(1) 学校教育の充実	2
(2) 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり	2
(3) 生涯学習・生涯スポーツの充実	3
(4) 芸術・文化の振興と文化財の保護	3

第2期度会町教育大綱

1 はじめに

(1) 教育大綱改定の趣旨

本町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育の基本的な理念と、教育・学術および文化の振興に関する施策の取組方針を定めるため、平成28年2月に度会町教育大綱を策定しました。その計画期間が令和3年3月をもって満了することに伴い、同大綱を改定するものです。

(2) 度会町における教育大綱の位置づけ

本大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。一方で、「度会町総合計画」では、教育分野を含めたまちづくりの基本構想および基本目標等を掲げており、教育行政に関する基本施策の方向性を示しています。

そのため、本町における、教育行政に関する「基本目標」および「施策」については、「第7次度会町総合計画 前期基本計画」で掲げる方針をもって本大綱の方針とすることとし、ここではそれら方針を、教育分野によって整理するものです。

(3) 教育大綱の期間

第7次度会町総合計画との整合を図るため、当該計画（前期基本計画）と同様、令和3年度から令和7年度までの5年間を本大綱の期間として定めます。

2 度会町教育大綱の基本理念

度会町のめざす将来像

みらい わたらい わかち愛 ~想いはぐくみ、幸せつなぐまち~

教育の基本目標

人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくり

3 方向性と取り組みの内容

(1) 学校教育の充実

【基本的な方向性】

子どもの生きる力を育むため、確かな学力、自ら考え行動できる能力を身につけられるよう、学びを支える教育環境の向上を図ります。

【主な取り組み】

- 基礎基本並びに発展的学力の定着
- 地域との連携による教育活動の活性化と進化
- 学校施設の老朽化に伴う総合的対策
- ICT活用教育の定着と発展

(2) 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり

【基本的な方向性】

子どもの豊かな育ちや学びを支えるため、子どもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる学校環境や、家庭・地域との連携による総合的な教育力の向上につながる環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 子どもの多様な活動や交流機会の推進
- 家庭・地域の教育力の向上
- 関係機関と連携した青少年の健全育成の推進
- 様々な環境の子どもに対応した支援体制の充実

(3) 生涯学習・生涯スポーツの充実

【基本的な方向性】

町民一人一人が心豊かにいきいきと充実した人生を送るために、生涯を通じた学習・スポーツ活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を社会で活かせる環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 幅広い世代の学習の機会創出
- 自主的な活動グループへの支援
- 関連施設などの老朽化対策、活動環境の整備
- 生涯を通じたスポーツ活動の機会の提供

(4) 芸術・文化の振興と文化財の保護

【基本的な方向性】

町民一人一人に芸術・文化に親しむ機会を提供し、自らいきいきと芸術・文化活動を楽しむことのできる環境づくりや、町内に所在する文化財の保護・活用を通じて、次世代に継承する取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 芸術・文化各種講座の充実
- 芸術・文化活動団体の支援
- 芸術・文化体験機会の充実
- 文化財の保護や保存・活用
- 郷土芸能や伝統行事などの継承支援